

砥部浄化センター等維持管理業務委託仕様書

(委託期間 令和8年度～令和12年度)

令和7年8月

砥部町上下水道課

第1章 総則

- 第1条（目的）
- 第2条（趣旨）
- 第3条（業務の履行）
- 第4条（法令等の適用）
- 第5条（対象施設及び業務内容）
- 第6条（業務実施体制及び業務管理）
- 第7条（契約履行状況の確認）
- 第8条（施設の自主管理）
- 第9条（従事者の服装等）
- 第10条（保険への加入）
- 第11条（事故の防止）
- 第12条（公共施設としての役割）
- 第13条（委託期間）

第2章 業務実施体制等

- 第14条（組織体制）
- 第15条（法定資格者等の選任）
- 第16条（災害時及び緊急時の体制）
- 第17条（労務管理）
- 第18条（労働安全衛生）
- 第19条（就業の制限）
- 第20条（教育及び訓練）
- 第21条（備付書類等）

第3章 業務実施要領

- 第22条（運営業務要領）
- 第23条（運転管理業務要領）
- 第24条（保守管理業務要領）
- 第25条（簡易修繕業務要領）
- 第26条（水質管理業務要領）
- 第27条（物品管理業務要領）
- 第28条（施設管理業務要領）
- 第29条（污泥処理管理業務要領）
- 第30条（浄化センター等の施設機能確認要領）
- 第31条（住民への対応）
- 第32条（臨時作業への協力）

第4章 業務書類等

第33条 (業務書類等)

第5章 受注者の責任等

第34条 (受注者の責任)

第35条 (遵守すべき性能基準)

第36条 (性能未達成時の定義)

第37条 (性能未達成時の場合の取扱い)

第38条 (受注者の責任の免除)

第6章 費用分担等

第39条 (発注者が支給する物品等)

第40条 (受注者が負担する経費等)

第41条 (発注者が負担する経費等)

第42条 (対外的補償が求められた場合)

第43条 (施設等が損傷を受けた場合)

第7章 契約の履行

第44条 (契約履行監視)

第45条 (委託金額支払時の業務検査)

第46条 (委託金額の支払)

第47条 (契約業務終了時の業務検査)

第48条 (施設機能確認)

第49条 (契約の解除申請)

第8章 契約の変更

第50条 (委託金額の変更)

第51条 (基準等が変更された場合)

第52条 (著しく賃金又は物価が変動した場合)

第53条 (浄化センター等の施設や設備が変更された場合)

第54条 (下水の流入水量が著しく変動した場合)

第55条 (変動費において、見込額と実績に著しく差異が生じた場合)

第9章 その他

第56条 (受注者による効率化方策の提案)

第57条 (受注者による投資の提案)

第58条 (増設時の取扱い)

第59条 (施設の改善要求)

第60条 (個人情報取扱特記事項)

第61条 (疑義が生じた場合)

別 紙 (1～7)

第1章 総 則

(目的)

第1条 本業務委託は、本仕様書の定める範囲内において、本仕様書に定める性能を担保することを条件とし、本委託業務を受注する者（以下「受注者」という。）が自由な発想の下、自らの裁量で処理場及びマンホールポンプ施設の運営・管理業務を安全かつ効率的に実施する「性能発注方式」を行うことにより、本業務委託の運営・管理業務の一層の向上を図ることを目的とする。

(趣旨)

第2条 本仕様書は、砥部町（以下「発注者」という。）が設置し、所有し、又は占用する浄化センター及びマンホールポンプ施設（以下「浄化センター等」という。）の機能を十分発揮し、適正な管理を図るため、浄化センター等の運営・管理業務（以下「業務」という。）の委託に係る仕様を定めるものとする。

(業務の履行)

第3条 受注者は、浄化センター等の機能が十分発揮でき、かつ、所定の能力が保持できるよう、契約書、仕様書及び技術提案書等に基づき、適正かつ誠実に業務を履行しなければならない。

(法令等の適用)

第4条 受注者は、業務の実施に関連する法令一覧（別紙1参照）、条例等の趣旨を十分理解するとともに遵守し、新たな法令改正、関連通達等についても常に留意の上、これを遵守しなければならない。

(業務対象施設及び業務内容)

第5条 業務対象施設及び業務内容は、別紙2及び別紙3に定める。

(業務実施体制及び業務管理)

第6条 業務実施体制及び業務管理は、第2章に定める。

(契約履行状況の確認)

第7条 発注者は、受注者の契約履行状況を適宜確認しなければならない。

2 発注者は、受注者の契約履行状況の確認に伴う機能確認業務等を第三者機関に委ねることができる。この場合においては、その名称及び権限を受注者に通知するものとする。

(施設の自主管理)

第8条 受注者は、自らの責任において施設を使用し、及び管理することができるが、使用方法、管理方法については、事前に発注者に届出をし、その承諾を得なければならない。

2 受注者は、浄化センター等の施設を改造してはならない。ただし業務上、改造が必要な場合であって、事前に発注者に届出をし、発注者の承諾を得たときは、この限りでない。この場合において、委託期間終了時の原状回復については、発注者及び受注者双方が協議して定める。

- 3 施設の使用期間中、受注者の責めに帰すべき事由により汚損等があった場合は、受注者の負担で原状回復をしなければならない。この場合において、当該原状回復方法については、事前に発注者の承諾を得なければならない。

(従事者の服装等)

第9条 受注者は、業務の従事者（以下「従事者」という。）に清潔で作業に安全な衣服を着用させるとともに、受注者の職員であることを明示する名札等を着用させなければならない。

(保険への加入)

第10条 受注者は、次に掲げる保険に加入しなければならない。

- (1) 労働者災害補償保険
 - (2) 損害賠償責任保険
 - (3) その他業務の履行に関し必要と認められる保険
- 2 受注者は、前項の保険の加入証明書、証書の写し等を業務の開始時に発注者に提出しなければならない。

(事故の防止)

第11条 受注者は、浄化センター等の火災その他の事故を未然に防止しなければならない。

(公共施設としての役割)

第12条 受注者は、浄化センター等が公共施設であることを十分理解し、周辺住民との調和を図り、公共施設としての信用を失墜させることのないよう管理しなければならない。

(委託期間)

第13条 本業務の委託期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日とする。

第2章 業務実施体制及び業務管理

(組織体制)

第14条 受注者は、良識的な判断の下、業務が円滑に実施できる体制を整えなければならない。

- 2 受注者は、従事者のうちから業務を総括し、他の従事者を指揮監督する「総括責任者」を選任しなければならない。
- 3 受注者は、総括責任者及び従事者の氏名及び職務分担を記載した業務実施体制図を契約後速やかに発注者に届け出なければならない。
- 4 業務に係る発注者の体制については、契約後速やかに受注者に通知するものとする。

(法定資格者等の選任)

第15条 業務を遂行するに当たって、別紙4に規定する法定資格者一覧表に基づく有資格者を従事者のうちから選任しなければならない。

- 2 有資格者の兼任は、発注者に届け出て、その承諾を得なければならない。
- 3 選任された有資格者は、発注者と協議し、関係法令に基づき法定資格者として届け出なければならない。

(災害時及び緊急時の体制)

第16条 受注者は、災害時及び緊急時における連絡体制及び出動体制を定め、発注者に届け出なければならない。

- 2 受注者は、災害時に二次災害のおそれがある場合及び異常水質の下水流入時等他へ影響を及ぼす可能性がある緊急時は、迅速に発注者に連絡するとともに、適切な緊急措置を講じ、災害及び被害を未然に防止するよう努めなければならない。
- 3 発注者は、災害時及び緊急時における連絡体制を受注者に通知するものとする。

(労務管理)

第17条 受注者は、労働基準法、労働安全衛生法及びこれらに関連する諸法令等を遵守して従事者を就業させるとともに、従事者の労務管理を適正に行わなければならない。

(労働安全衛生)

第18条 受注者は、安全衛生管理を徹底して行い、事故の防止に努めるとともに、従事者に労働安全衛生の教育を施し、労働災害の発生のないよう努めなければならない。

(就業の制限)

第19条 労働安全衛生法で定める就業制限に係る機器の運転及び危険物の取扱いに当たっては、有資格者以外の者が行ってはならない。

- 2 酸素欠乏危険作業、危険物取扱作業及び特定化学物質等作業に当たっては、有資格者のうちから作業主任者を選任し、作業主任者の指示に従って作業を行わなければならない。

(教育及び訓練)

第20条 受注者は、従事者に対して、必要な知識及び技能に関する教育を施し、技能等の向上を

図らなければならない。

- 2 受注者は、従事者に対し、事故その他の災害時及び緊急時の対応について、指導及び訓練を行わなければならない。

（備付書類等）

第 21 条 受注者は、次の書類又はその写しを業務遂行場所に備え付け、常に整理保管しておかなければならない。

- （1）業務契約関係書類一式
- （2）従事者名簿
- （3）出勤簿
- （4）物品等借受台帳
- （5）発注者に提出した書類
- （6）関係法令等により義務付けられた書類
- （7）その他必要と認められるもの

第3章 業務実施要領

(運營業務要領)

第22条 受注者は、これまでに蓄積してきた知見と経験を最大限に活用し、自らの責任と裁量により、所定の性能担保を最優先としつつ浄化センター等の運営を効率的及び効果的に行うとともに、次に掲げる事項に留意して業務を遂行するものとする。

- (1) 運転管理業務計画、施設保全計画及び各種業務計画を適正に策定し、発注者の承諾を得ること。
- (2) 施設保全計画は、浄化センター等を適正に維持又は管理するための予防処置及び保守に係る業務を常に5年先まで想定し、受注者から発注者に対する提案を含めて施設、設備又は機器について策定しなければならない、受注者の実施業務に限るものではないこと。
- (3) 運転管理業務計画、施設保全計画及び各種業務計画に変更の必要性が生じた場合は、変更計画について発注者の承諾を得ること。
- (4) 監視、保守点検及び水質分析業務から得られる情報を的確に判断し、所定の性能を担保するよう運転操作を行うこと。
- (5) 善良な修繕業務を行い、適正な施設及び物品管理業務を行うことにより浄化センター等の適切な維持に努めること。
- (6) 事故等が発生しないようリスク管理に万全を期すこと。

(運転管理業務要領)

第23条 浄化センター等の施設及び設備の運転操作に当たっては、浄化センター等の施設及び設備の機能が発揮でき、かつ、過度な劣化が生じないよう適正に行うものとする。

2 各機器が正常に動作するように努め、次の調整及び整備を実施するものとする。

- (1) 各機器等の消耗品の交換及び調整
- (2) 各機器等のオイル交換及びグリースアップ
- (3) 計装機器の校正及び定期点検

3 施設及び設備の構造、機能、動作特性、管理状況及び諸性能を熟知し、日常の業務に従事するとともに、故障時及び事故時においても適切に処置を行うものとする。

(保守管理業務要領)

第24条 浄化センター等の設備・機器等の性能及び機能を確保するため必要な測定、点検及び調査を行うものとする。

2 保守点検基準については、(社)日本下水道協会発行『下水道維持管理指針(2014年版)』、『下水道施設維持管理積算要領—処理場・ポンプ場施設編(2020年版) 第4編 下水道施設機械・電気設備保守点検基準』を基準とし、発注者と受注者との協議事項によるものとする。また、機器においては、各機器「取扱説明書」を基準とし、建築物においては、(財)建築保全センター発行『管理者のための建築物保全の手引(改訂版)』によるものとする。

3 本仕様書に定めるもののほか、業務の履行に必要とする関係法令その他関係書類等を熟知し、その定めるところに従って設備点検業務に当たるものとする。

4 設備の構造、動作特性、性能、機能及び設備機器の重要性、目的等を熟知し、故障時及び事故時においても迅速かつ適切に対処するものとする。

- 5 受注者は、前項に規定する事項を達成するため、業務に必要な機器の取扱説明書、施設の図面等を常に整理しなければならない。
- 6 有資格者を必要とする点検は、有資格者を配置して適切に行うものとする。
- 7 保守業務は、十分に安全対策を施し、複数人で行うものとする。
- 8 異常を発見した場合は、速やかにその原因を調査し、適切な措置を講ずるとともに、現場で修理可能なものについては作業を実施し、作業終了後、写真等を添付し、発注者に報告するものとする。ただし、その異常が浄化センター等施設の運営に支障をきたすものである場合は、直ちに発注者に報告し、適切に対処した後、対処方法及びその結果を発注者に報告するものとする。
- 9 現場で修理できないものについては、発注者と協議してその対応を決定するものとする。

（簡易修繕業務要領）

- 第 25 条 浄化センター等の機能が正常に発揮できるよう必要に応じ適切に施設及び設備の修繕及び補修を行うものとする。
- 2 修繕等に使用する部品等は、仕様変更による性能低下とならないものとする。
 - 3 修繕等業務は、十分に安全対策を施し、複数人で行うものとする。
 - 4 受注者において、修理不可能な場合の補修（以下「補修工事」という。）が必要となる場合は速やかに発注者に報告し、協議するものとする。

（水質管理業務要領）

- 第 26 条 水質分析に当たっては、別紙の水質汚濁防止法、条例及び水質試験・汚泥性状試験一覧表に規定された項目について測定及び分析を行い、その結果を記録し、発注者に報告するものとする。
- 2 同表に示されたもの以外についても、性能担保のための運転管理上必要な場合は、自主的に水質分析等を行い、運転操作に反映させるものとする。
 - 3 業務の履行に必要とする関係法令その他関係書類等を熟知し、その定めることに従うものとする。
 - 4 常に分析室及び器具等の清掃を心掛け、整理整頓に努めるものとする。
 - 5 分析に使用する薬品類には毒劇物に該当するものがあるため、その取扱いには十分注意し、安全を期するとともに、特に薬品の台帳等による在庫管理、薬品庫の厳重な施錠等により、盗難等を防止するものとする。

（物品管理業務要領）

- 第 27 条 物品の調達に当たって、適切な品質及び規格のものとし、水質に悪影響を与えず、設備、機器等の劣化進行をさせないものとする。
- 2 業務の対象施設は、過度の劣化が進行しないように留意して管理するものとする。
 - 3 常に物品の在庫を把握するとともに的確に発注を行い、在庫不足による設備機器運転等に影響を与えることがないように心掛けるものとする。
 - 4 各機器のオイル交換時に使用するオイルについては、基本的に各機器の取扱説明書によるものとする。
 - 5 物品の調達量、調達先等について記録し、発注者が求めた場合は、発注者へ提出するものとする。

する。

- 6 浄化センター等の場内、施設内及びその周辺を常に整理し、美観及び衛生を保つ等適正な管理を行うものとする。

（施設管理業務要領）

第 28 条 浄化センター等の巡視及び巡回は、定期的に行うものとし、施設の運転状況を確認するとともに、設備等の異常の早期発見に努めるものとする。

- 2 巡視及び巡回は、第 5 条に規定する施設を対象に実施するものとする。
- 3 巡視及び巡回点検に当たっては、機器の状況に注意し、特に異音、振動、臭気、過熱の有無、計器の指示等に注意することとする。
- 4 巡視及び巡回により異常を発見した場合は、速やかに適正な措置を講ずるとともに、必要に応じ発注者へ報告するものとする。

（汚泥処理管理業務要領）

第 29 条 脱水汚泥については、年間を通して計画的な搬出に努めるとともに、発注者が定める含水率の基準を遵守し、適正な汚泥処分に努めるものとする。

- 2 高分子凝集剤の選定にあたっては、適正な薬剤の選定に努めるとともに、注入率についても発注者が定める基準を遵守するものとする。
- 3 脱水汚泥の搬出については、運搬車両への積み込みまでを行うものとし、臭気が施設外に流出しないよう細心の注意を払うこと。
- 4 維持管理状況から勘案し、年間の脱水汚泥処分量見込みを定期的に発注者へ報告するものとする。

（浄化センター等の施設機能確認要領）

第 30 条 受注者は、発注者の指示の下、浄化センター等の施設及び設備の機能確認を実施し、その状態が把握できる現況施設等台帳を作成の上、発注者に契約締結後、契約終了時及び発注者の指示のあった時に施設機能確認報告書として提出するものとする。

- 2 機能確認報告書の提出は、業務開始後 1 月以内、契約完了前 2 週間以内及び発注者の指示のあった日から 1 月以内とする。

（住民への対応）

第 31 条 受注者は、浄化センター等の周辺住民からの苦情等に対し、誠意をもって対処し、その内容、結果等について、発注者に速やかに報告するものとする。

（臨時作業への協力）

第 32 条 受注者は、浄化センター等における次に掲げる作業が行われる場合、工程等を十分調整し、その作業が円滑に行われるよう協力するものとする。

- (1) 浄化センター等の敷地内の緑地管理
 - (2) 浄化センター等内施設の新設及び増設
 - (3) その他発注者及び発注者が指示する者が行う作業
- 2 上記作業が予定される場合は、事前に発注者が受注者に通知するものとする。

第4章 業務書類等

(業務書類等)

第33条 受注者は、業務の履行に当たり次の書類を定められた期間内に提出しなければならない。

- (1) 契約締結時に提出するもの
 - ア 総括責任者選任届
 - (2) 契約締結後遅滞なく提出するもの
 - ア 運転管理業務計画書
 - イ その他必要なもの
 - (3) 業務開始後1月以内に提出するもの
 - ア 施設機能確認報告書
 - イ 施設保全計画書
 - ウ 器具等借受台帳
 - (4) 毎週提出するもの（月曜日（休日の場合はその翌日）の午前中に持参）
管理日報
 - (5) 毎月提出するもの（図書として提出）
 - ア 月間業務計画書（当月分を前月末日まで）
 - イ 管理月報（当月分を翌月10日まで）
 - ウ 月間業務実施報告書（この号アの実施結果を同号イとともに提出）
 - (6) 毎年提出するもの（文書として提出）
 - ア 年間業務計画書（当年度分を前年3月末日まで）
 - イ 管理年報（当年度分を翌年度4月初旬まで）
 - ウ 年間業務実施報告書（この号アの実施結果を同号イとともに提出）
 - エ 備品・器具等借受調査報告書（当年度の受入・廃棄実績を記入し翌年度4月初旬まで）
 - (7) 必要に応じ提出するもの
 - ア 施設機能確認報告書（指示のあった日から1月以内）
 - イ 各種業務計画書（実施日の1週間前まで）
 - ウ 各種業務報告書（実施終了日の翌々日まで）
 - エ 設備台帳（常時受注者が管理し、発注者が求めた場合）
 - オ 業務完了届
 - カ その他必要なもの
 - (8) 契約期間完了前2週間以内に提出するもの
 - ア 施設機能確認報告書
 - イ 業務完了報告書
 - ウ その他必要なもの
- 2 各種提出書類一覧表を別紙5に示すものとする。
 - 3 各種提出書類の様式は、必要に応じて受注者にて作成するものとする。
 - 4 受注者は、提出した書類に変更が生じた場合は、速やかに発注者に報告及び再提出するものとする。

第5章 受注者の責任等

(受注者の責任)

第34条 受注者は、第38条に示す場合を除き、第35条に示す性能を発揮するよう浄化センター等の運転を行わなければならない。

- 2 受注者は、業務開始時に確認した浄化センター等施設及び設備の機能の保持に努め、過度な劣化が生じないように適正に運転及び管理を行わなければならない。
- 3 第5条に示した業務は、受注者の責任において遂行するものとする。
- 4 契約終了時又は発注者による機能確認時に浄化センター等の施設及び設備が過度に劣化していると認められた場合は、正当な理由がある場合を除き、受注者の責任で施設及び設備の復旧及び機能回復を行うものとする。

(遵守すべき性能基準)

第35条 受注者は、性能基準(別紙6)に規定する放流水質の法定基準等を遵守し、浄化センターの運転をしなければならない。

(性能未達成時の定義)

第36条 性能未達成時とは、次に掲げる場合をいう。

- (1) 第35条で定めた基準を遵守できなかった場合
- (2) 浄化センター等の施設及び設備の機能を損ねた場合及び過度な劣化が認められた場合

(性能未達成時の場合の取扱い)

第37条 受注者は、性能未達成時の場合は、発注者による業務改善、施設改善等の指示に従わなければならない。

- 2 前項の指示に応じるために要する費用は、第48条の規定に基づき受注者の負担とする。
- 3 受注者が指示に従わない場合は、日割りによる委託金額の減額、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができる。この場合においては、第49条の規定によるものとする。

(受注者の責任の免除)

第38条 発注者は、次の条件下においては、性能未達成時であっても受注者に責任を求めないものとする。

- (1) 別紙に規定する浄化センターの能力を超える水量が流入した場合
 - (2) 浄化センターの施設又は水質に重大な影響を及ぼす有毒物質、化学物質等が流入した場合
 - (3) 天災に起因する場合
 - (4) その他受注者の責務に帰することができない外的要因によると公正に判断できる場合
- 2 前項各号に掲げた事態が発生した場合は、受注者は、緊急措置を講じた上で、その事態の内容、想定される浄化センター等への影響及び緊急措置の内容を速やかに発注者に報告しなければならない。

第6章 費用分担等

(発注者が支給する物品等)

第39条 業務遂行上必要な物品等のうち、発注者が支給又は貸与するものは、次に掲げるとおりとする。

(1) 支給する物品等

- ア 業務開始時における、施設・設備の維持管理等に要する備え付けの消耗品類
- イ 業務開始時における、水質分析に要する備え付けの消耗品類
- ウ その他発注者が認める消耗品類

(2) 貸与する物品等

- ア 各現場に備え付けられた器具、工具等
- イ 完成図書等
- ウ 職務遂行に必要な事務室、控室、浴室等
- エ その他発注者が認めるもの

(受注者が負担する経費等)

第40条 受注者が負担すべき経費等は、次のとおりとする。

- (1) パソコン（インターネットが利用できる環境設定含む）及びその周辺機器の設置費並びに通信費
- (2) 受注者の電話、FAX及び複写機の設置費並びに通信費
- (3) 浄化センター等で使用する薬品（水処理用凝集剤、汚泥脱水用凝集剤、分析用薬品）、潤滑油類、燃料、塗装及び分析用器具の調達及び管理に係る費用（第39条に規定するものを除く。）
- (4) 業務範囲内の施設及び設備の簡易修繕等に係る費用
- (5) 消防用設備（消火器、誘導灯、自動火災報知設備）の法定検査に係る費用
- (6) 点検整備及び小修理に用いる工具類及び汎用測定器具類等（第41条に規定するものを除く。）に係る費用
- (7) 安全管理器具類（ヘルメット、毒性ガス検知器、硫化水素測定器、酸素濃度計、防塵マスク、防塵メガネ、安全ロープ、安全標識）に係る費用
- (8) 整備用品（掃除用具、ウエス、洗浄油類）及び補修用材料（ボルト、ナット、パッキン、ヒューズ、ランプなど一般汎用品）に係る費用
- (9) 什器・備品類（連絡用自動車、書庫類、黒板類、被覆類、ロッカー類、洗濯機、茶器類、履物類）に係る費用
- (10) 計装機器類の校正
- (11) 各種報告用紙等（本仕様書第33条に規定する業務報告書類）
- (12) 日用品、事務用品、衛生用品（石鹼、消毒液、救急用薬品）の消耗品
- (13) その他業務遂行に必要な経費

(発注者が負担する経費等)

第41条 業務遂行上必要なもののうちで発注者が負担すべき経費等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本仕様書の委託業務内容（別紙3）の4 その他業務「ユーティリティの調達」及び（別紙7）リスク分担表における発注者負担に該当するもの。
- (2) その他必要な経費

（対外的補償が求められた場合）

第42条 受注者は、対外的補償等を求められた場合、速やかに発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、第38条に規定する場合を除き、次に掲げる対外的補償等に対し責任を負うものとする。

- (1) 環境汚染に伴う罰則金及び補償金等
- (2) 浄化センター等から発生する悪臭、騒音、振動等に起因する補償等
- (3) 発注者が発注した別業者による工事等を除く浄化センター等敷地内で発生した事故（外部からの見学等の際に生じたものを含む。）に対する補償等
- (4) その他業務に起因する損害等に対する補償等

（施設等が損傷を受けた場合）

第43条 受注者は、施設又は設備が損傷を受けた場合は、その原因及び浄化センター等に対する影響について速やかに発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、第38条に規定する場合を除き、浄化センター等の施設又は設備の損傷に対し、所定の機能を回復させる責任を負うものとする。

3 受注者が回復すべき機能とは、業務開始時に受注者が確認した施設及び設備の機能をいう。

4 受注者は、施設及び設備の損傷が浄化センター等の機能に重大な影響を与えると予想される場合は、責任の所在にかかわらず緊急措置を講じなければならない（人命にかかわる場合を除く。）。

第7章 契約の履行

(契約履行監視)

第44条 受注者は、発注者が実施する契約履行状況の確認に協力しなければならない。

- 2 契約履行状況の確認の結果、発注者により改善すべき点を指摘された場合は、受注者は、その指示に従わなければならない。
- 3 受注者は、発注者の指示に基づき改善を行った後、改善内容等について速やかに発注者に報告しなければならない。

(業務履行確認)

第45条 受注者は、月ごとの業務実施報告書を作成し、翌月の月始めから10日以内に発注者へ提出して報告を行い、町の確認を得なければならない。

(委託金額の支払)

第46条 受注者は、前条の業務履行確認後、委託金額を請求できるものとする。

- 2 委託金額は、月払いの方法によるものとし、所定の手続に従って支払うものとする。
- 3 発注者は、前項による請求があったときは、その日から30日以内に委託金額の月割り額を支払わなければならない。

(契約業務終了時の業務検査)

第47条 契約業務終了時の業務検査は、受注者から業務完了報告書が提出された日から10日以内に発注者が受注者立会いの下に行うものとする。

(施設機能確認)

第48条 発注者は、業務開始時、契約終了時及び必要と思われる時に浄化センター等の施設及び設備の機能確認を行う。

- 2 発注者は、機能確認業務を第三者機関に委ねることができる。この場合においては、発注者は、事前に受注者にその旨を通知するものとする。
- 3 受注者は、機能確認に際し、全面的に協力しなければならない。
- 4 機能確認の結果、所定の機能の保持が確認できなかった場合は、受注者は、発注者の承諾を得た上で機能回復に必要な措置を講じなければならない。
- 5 受注者は、機能回復に必要な措置を講じた後、その内容等について速やかに発注者に報告しなければならない。
- 6 前項の場合において、発注者の承諾が得られるまでは、受注者は、責任を持って浄化センター等の運転業務を実施しなければならない。この場合において、その際に生じた費用は、受注者が全額負担するものとする。
- 7 機能確認の内容に疑義がある場合は、受注者は、発注者に対し、機能再確認申請ができるものとする。この場合においては、当該機能再確認は、発注者及び受注者双方が立ち会って行うものとする。

(契約の解除申請)

第 49 条 発注者は、受注者が次の各号に該当するときは契約を解除することができる。

- (1) 受注者の責めに帰すべき事由により、期限内に業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 正当な理由なしに業務期間開始の日から10日以内に業務に着手しないとき。
- (3) 前各号のほか受注者が本契約の規定に違反し、発注者が是正を催告したにもかかわらず、催告した日から 30 日以内に違反が是正されなかったとき。
- (4) 破産の申立て、または、第三者により破産の申立てがなされ、破産宣告がなされたとき
- (5) 民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始、特別清算開始若しくはその他法的倒産手続きの開始の申立てをしたとき。または、第三者によりこれらの手続きの開始の申立てを受けこれらの手続きが開始されたとき。
- (6) 小切手または手形の不渡があったとき（ただし、2号不渡を除く）。
- (7) 本項第5号から第7号に準ずる信用状況の悪化が認められるとき。または、本契約等に基づく業務が困難であると合理的に認められるとき
- (8) 受注者の役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員（業務を執行する役員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者をいう。）又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、砦部町暴力団排除条例（平成23年条例第16号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同号に規定する暴力団員等であると認められるとき。
- (9) 受注者が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (10) 受注者の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。
- (11) 受注者の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (12) 受注者の役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (13) 受注者（ウ及びエにあつては、受注者が法人である場合においてはその役員又は使用人、個人である場合においてはその者又は使用人を含む。）が次のいずれかに該当したとき。
 - ア 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受け、当該排除措置命令が確定したとき。
 - イ 公正取引委員会から独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令（以下「納付命令」という。）を受け、当該納付命令が確定したとき。
 - ウ 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条（独占禁止法第89条第1項に規定する違反行為をした場合に限る。）の罪を犯したことにより、有罪判決が確定したとき。
 - エ 刑法第197条から第197条の4までに規定する賄賂を発注者の職員（一般職及び特別職に属す

る職員をいう。以下この号において同じ。）、職員になろうとする者又は職員であった者に供与し、又はその約束をしたとき（これらの者に対して有罪判決が確定したときに限る。）。

(14) 前各号に定めるもののほか、受注者が契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

2 受注者は、発注者が次の各号に該当するときは、契約を解除することができる。なお、契約が解除された場合、受注者は発注者に対してこれにより生じた損害（ただし、逸失利益は含まない）を請求することができる。

(1) 発注者が、委託料の支払いを1ヶ月以上遅延したとき。

(2) 受注者の責に帰さない事由により、本業務の遂行が不可能となったとき。

3 契約解除予定時には、浄化センター等の運転に支障のないよう必要な措置を講じ、発注者の承諾を得なければならない。

4 契約解除時の取扱いは、第48条の契約終了時の場合と同様とする。

第8章 契約の変更

(委託金額の変更)

第50条 委託金額を変更できる条件は、次のとおりとする。

- (1) 業務の履行に重大な影響を与える法令、基準等が変更された場合
- (2) 著しく賃金又は物価が変動した場合
- (3) 発注者により、浄化センター等の大規模な新設、増設、改築が行われた場合
- (4) 下水の流入水量が著しく変動した場合
- (5) 変動費において、見込額と実績に著しく差異が生じた場合
- (6) 法律の改正により、消費税及び地方消費税の税率が改正された場合

2 発注者又は受注者は、委託金額の変更を求める場合は、変更を要する根拠を記載した契約変更協議書を相手方に提出しなければならない。

(基準等が変更された場合)

第51条 業務の履行に重大な影響を与える法令、基準等が変更された場合は、発注者及び受注者双方が協議し、委託金額の変更を行うことができる。

2 委託金額の変更額及び支払時期については、契約変更協議書に基づき、発注者及び受注者双方が協議して定めるものとする。

(著しく賃金又は物価が変動した場合)

第52条 発注者又は受注者は、日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により、各年度の4月の物価及び賃金（以下、「物価等」という）の指数が、前回の改定時（初回は当初設計時）と比較して1000分の15を超えて増減し、委託金額が不相当となったと認めたときは、増減部分につき、相手方に対して委託金額の変更を請求することができる。

2 発注者又は受注者は、委託金額の変更を行う場合は、発注者と受注者が協議して調整額を定め、当該年度3月分の委託金額において調整する。調整額を定めるために用いる指数は、下表のとおりとする。別表以外の項目は、発注者と受注者で協議して調整額を定める。基準となる物価等の指数は、令和7年7月現在のものとする。

項目	改定に係る物価等指数
人件費	愛媛県公共工事設計労務単価表 における電工労務単価
薬品費	発注者と受注者で協議して調整額を定める。

3 前項の場合において、委託金額の変更額については、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

4 第1項による請求は、この条の規定により委託金額の変更を行った後再度行うことができる。

5 予期することのできない特別の事情により、契約期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、委託金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、委託金額の変更を請求することができる。

- 6 前項の場合において、委託金額の変更額については、発注者及び受注者双方が協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 7 第 3 項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第 1 項又は第 5 項の請求を行った日又は受けた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合は、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(浄化センター等の施設や設備が変更された場合)

- 第 53 条 発注者が実施する浄化センター等の新設、増設、改築により施設や設備が大規模に変更された場合は、発注者及び受注者双方が協議し、委託金額の変更を行うことができる。
- 2 委託金額の変更額及び支払時期については、契約変更協議書に基づき、発注者及び受注者双方が協議して定めるものとする。
 - 3 同一年度内に委託金額の変更が複数ある場合は、当該年度末に一括して変更ができるものとする。ただし、変更された施設や設備ごとの供用開始日を基準として、変更委託金額を定めるものとする。

(下水の流入水量が著しく変動した場合)

- 第 54 条 流入する総流入下水量が、想定する総流入下水量を著しく上回った場合、受注者は、発注者に対し、追加費用の請求をすることができる。
- 2 流入する総流入下水量が、想定する総流入下水量を著しく下回った場合、発注者は、受注者に対し、委託費の減額を請求することができる。
 - 3 前項の場合において、委託金額の変更額及び支払時期については、契約変更協議書に基づき、発注者及び受注者双方が協議して定めるものとする。

(変動費において、見込額と実績に著しく差異が生じた場合)

- 第 55 条 固定費における「脱臭用吸着材交換費用」の実績額が見込額を著しく上回った場合、受注者は、発注者に対し、追加費用の請求をすることができる。
- 2 固定費における「脱臭用吸着材費用」の実績額が見込額を著しく下回った場合、発注者は、受注者に対し、委託費の減額を請求することができる。
 - 3 前項の場合において、委託金額の変更額及び支払時期については、契約変更協議書に基づき、発注者及び受注者双方が協議して定めるものとする。

第9章 その他

(受注者による効率化方策の提案)

第56条 受注者は、浄化センター等の効率的・運営方策に関し、発注者に提案することができる。

(受注者による投資の提案)

第57条 受注者は、業務の効率的及び効果的な遂行を図るため、自らの責任と負担による設備の設置及び既存設備の改良を発注者に対して提案することができる。

- 2 発注者は、受注者の提案内容を検討し、承諾又は不承諾の旨を受注者に通知するものとし、承諾された場合は、受注者が設置又は改良工事を行うものとする。
- 3 受注者は、提案に基づく工事を行った場合は、その概要について発注者に報告するものとする。
- 4 契約終了時の取扱いについては、発注者及び受注者双方が協議して定めるものとする。

(増設時の取扱い)

第58条 施設及び設備の増設は、発注者の負担によって実施する。

- 2 受注者は、発注者が実施する増設に際し、円滑に進められるよう協力するものとする。
- 3 増設に係る責任は、発注者が負うものとする。

(施設の改善要求)

第59条 受注者は、管理する上で受注者の責めに帰することができない理由により、施設又は設備に支障がある場合は、発注者に対し、その改善要求を行うことができる。

- 2 受注者は、施設又は設備の改善要求を行う場合は、次の事項を明らかにした改善要求書を提出しなければならない。
 - (1) 改善が必要な理由
 - (2) 正常な管理を行ってきた証拠
 - (3) 必要な改善措置案
- 3 発注者は、受注者から提出された改善要求書に基づき、両者で協議を行い、必要に応じ適切な措置を講ずるものとする。

(個人情報取扱特記事項)

第60条 受注者は、個人情報（個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

- 2 受注者は、業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- 3 受注者は、業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のため必要な措置を講じなければならない。

- 4 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。
- 5 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、業務を行うため発注者から提供を受けた個人情報が記録されている資料等を複写し、又は複製してはならない。
- 6 受注者は、発注者が承諾をしたときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務については、自ら行い、第三者に委託してはならない。
- 7 受注者は、業務を行うため発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録されている資料等は、この契約の終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。
- 8 受注者は、従事者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、その他個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。
- 9 発注者は、受注者が業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。
- 10 受注者は、この条に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された場合においても同様とする。
- 11 発注者は、受注者がこの条に違反していると認めるときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(疑義が生じた場合)

第 61 条 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、誠意をもって発注者、受注者両者が協議して定めるものとする。

別紙1 業務の実施に関連する法令一覧（本業務に必要なものについて、適用する。）

- 1) 下水道法
- 2) 環境基本法
- 3) 公害対策基本法
- 4) 水質汚濁防止法
- 5) 労働基準法
- 6) 労働安全衛生法
- 7) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（労働者派遣法）
- 8) 労働者災害補償保険法
- 9) 廃棄物の処理および清掃に関する法律（廃掃法）
- 10) 大気汚染防止法
- 11) 騒音規制法
- 12) 振動規制法
- 13) 悪臭防止法
- 14) 建築基準法
- 15) 電気事業法
- 16) 電気工事士法
- 17) 電気通信事業法
- 18) 電波法
- 19) 道路交通法
- 20) 道路法
- 21) 消防法
- 22) フロン排出抑制法
- 23) 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化学物質管理促進法）
- 24) 地球温暖化の対策の推進に関する法律
- 25) エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）
- 26) その他関連法令及び町条例等

別紙2 委託対象施設概要

1 砥部浄化センター

所在地	砥部町八倉 99 番地 1
敷地面積	1.3ha
排除方式	分流式
処理方式	水処理：凝集剤併用型循環式硝化脱窒法＋急速ろ過法 汚泥処理：濃縮（重力）→ 脱水 → 場外搬出
放流先	砥部川（一級河川）
水処理施設能力（現有）	2,600 m ³ /日（※令和12年度末まで変更なし）
処理フローシート	別添1
施設概要	別添2（主要設備一覧）

2 中継マンホールポンプ施設（令和7年8月現在12箇所）

- ① 麻生小第1 マンホールポンプ（砥部町高尾田 760 番地）
- ② 麻生小第2 マンホールポンプ（砥部町高尾田 782 番地先）
- ③ 麻生小第3 マンホールポンプ（砥部町高尾田 760 番地先）
- ④ 目崎橋 マンホールポンプ（砥部町高尾田 923 番地）
- ⑤ 日の出 マンホールポンプ（砥部町高尾田 51 番地2地先 城南Aコープ）
- ⑥ 拾町第1 マンホールポンプ（砥部町拾町 51 番地先）
- ⑦ 拾町第2 マンホールポンプ（砥部町拾町 21 番地1 リバーサイドSC内）
- ⑧ 八倉 マンホールポンプ（砥部町八倉 161-2 番地）
- ⑨ 天王 マンホールポンプ（砥部町高尾田 994 番地1地先）
- ⑩ 御坂川 マンホールポンプ（砥部町高尾田 652 番地2地先）
- ⑪ 八倉第2 マンホールポンプ（砥部町八倉 25 番地3地先）
- ⑫ 拾町第3 マンホールポンプ（砥部町拾町 279 番地4地先）

※令和8年度以降において3基増設予定（MP名称：日の出第2マンホールポンプ、麻生橋マンホールポンプ、三角マンホールポンプ）いずれも仮称

3 想定する総流入下水水量（参考：砥部町公共下水道全体計画）

単位：m³

項目	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
日平均	1,441	1,487	1,528	1,564	1,595
日最大	1,609	1,667	1,719	1,765	1,807
時間最大	3,203	3,305	3,394	3,472	3,540
年間処理水量	525,965	542,755	557,720	570,860	582,175

*業務価格積算に用いる下水水量は、日平均とする。

4 想定する流入水質

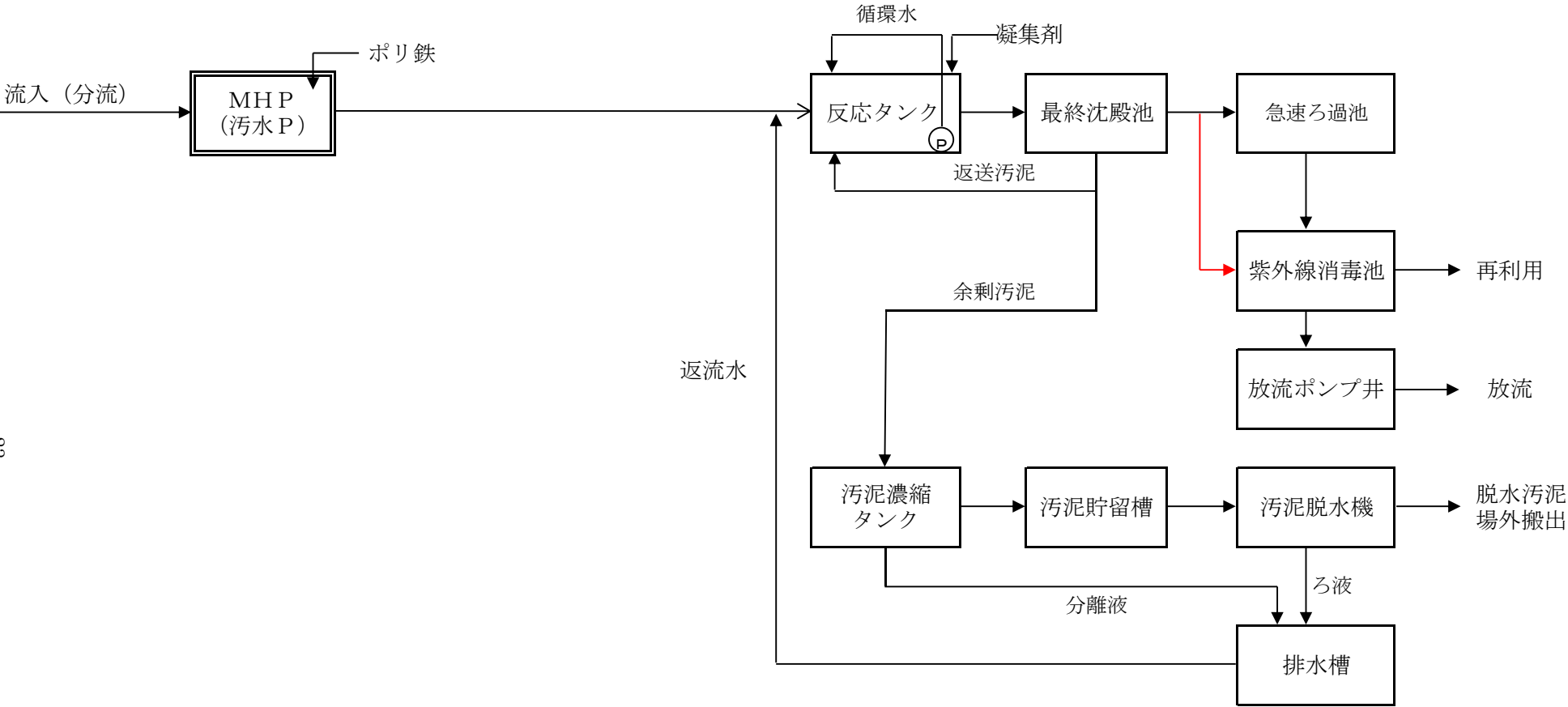
計画流入水質

項目	計画値
BOD (mg/リットル)	240
COD (mg/リットル)	150
SS (mg/リットル)	200
全窒素 (mg/リットル)	44
全リン (mg/リットル)	4.6

過去3カ年平均流入水質

項目	測定値
BOD (mg/リットル)	258
COD (mg/リットル)	138
SS (mg/リットル)	201
全窒素 (mg/リットル)	46.1
全リン (mg/リットル)	4.49

砥部浄化センター処理フローシート



(注) → 非常時バイパス

主要施設概要（建築・建築付帯設備） 砒部浄化センター

建 築

施 設 名	構 造・床面積	数量
管理棟	R C 造り 地上1階 延べ床面積 696.36m ²	1棟
水処理施設	R C 造り 地上1階地下1階 延べ床面積 1097.04m ²	1棟
ろ過消毒棟	R C 造り 地上1階地下2階 延べ床面積 571.99m ²	1棟
汚泥処理棟	R C 造り 地上2階 延べ床面積 784.17m ²	1棟

建築付帯設備

施 設 名	構 造・床面積	数量
管理棟	< 建築機械設備 > 空気調和設備/換気設備/衛生器具設備/給水設備/排水設備	1式
	< 建築電気設備 > 電灯設備/動力設備/構内交換設備/拡声設備/誘導支援設備 自動火災報知設備	1式
水処理施設 (管廊・脱臭機械室 電気室・換気機械室 薬品搬入室)	< 建築機械設備 > 換気設備/衛生器具設備/給水設備/排水設備	1式
	< 建築電気設備 > 電灯設備/動力設備/電話設備/拡声設備/自動火災報知設備	1式
ろ過消毒棟	< 建築機械設備 > 換気設備/衛生器具設備/給水設備/排水設備	1式
	< 建築電気設備 > 電灯設備/動力設備/電話設備/拡声設備	1式
汚泥処理棟	< 建築機械設備 > 換気設備/衛生器具設備/給水設備/排水設備	1式
	< 建築電気設備 > 電灯設備/動力設備/電話設備/拡声設備/自動火災報知設備	1式

消防用設備	管理棟	水処理棟	ろ過消毒棟	汚泥処理棟
消火器	12	10	6	7
誘導灯	—	17	7	10
自動火災報知設備	—	11	—	10

自動火災報知設備は感知器の数を表す

水処理棟に総合盤4面（ベルと発信機）、汚泥処理棟に総合盤2面（ベルと発信機）を設置

管理棟には受信機P型1級を設置

主要施設概要（機械設備1/3） 砒部浄化センター

施 設 名	施設概要（構造・機器能力等）	数 量
主ポンプ設備 (マンホールポンプ)	No.1汚水ポンプ（吸込スクリー付水中汚水ポンプ） φ150mm×1.5m ³ /min×揚程14m×7.5kW	2 台
	No.2汚水ポンプ（水中汚水ポンプ） φ200mm×3.0m ³ /min×揚程14m×15kW	1 台
	汚水ポンプ吊上装置（キヤートトリ付電動チェーンブロック1.5ton）	1 台
反応タンク設備	脱窒槽攪拌機（水中機械式）×2.2kW	2 台
	硝化槽散気装置（メンブレンパネル式）	1 池
	第3槽（曝気風量2.0m ³ /min・槽、必要酸素供給量249kgO ₂ /日・槽）	
	第4槽（曝気風量2.0m ³ /min・槽、必要酸素供給量249kgO ₂ /日・槽）	
	第5槽（曝気風量2.0m ³ /min・槽、必要酸素供給量249kgO ₂ /日・槽）	
	第6槽（曝気風量2.0m ³ /min・槽、必要酸素供給量249kgO ₂ /日・槽）	
最終沈殿池設備	循環水ポンプ（水中汚水ポンプ） φ150mm×2.8m ³ /min×揚程4m×5.5kW	2 台
	消泡ノズル（可動式）	4 4 個
	攪拌機吊上装置（移動式手動チェーンブロック0.5ton）	1 基
	終沈流入ゲート（鑄鉄製外ネジ式手動角形） 巾400mm×高400mm×揚程400mm	2 門
	終沈汚泥かき寄せ機（チェーンフライント式）、合成樹脂製 池寸法（巾3.7m×長22m×水深3.5m） 0.4kW	2 基
	終沈スカムスキマ（汚泥かき寄せ機連動式） 巾350mm×長2,840mm	2 台
	返送汚泥ポンプ（吸込スクリー付汚泥ポンプ）※インバータ仕様 φ100mm×0.9m ³ /min×揚程3m×1.5kW	2 台
	余剰汚泥ポンプ（無閉塞型） φ80mm×0.5m ³ /min×揚程8m×3.7kW	2 台
	終沈スカム移送ポンプ（無閉塞型） φ80mm×0.4m ³ /min×揚程7m×2.2kW	2 台
	スカム分離機（脱水機構付裏かきスクリーンユニット 3.5m ³ /min） （反応タンク、終沈）床排水ポンプ（水中汚水ポンプ）管廊内設置 φ65mm×0.3m ³ /min×揚程11m×2.2kW	1 基 3 台
送風機設備	管廊機器搬出入装置(1)（キヤートトリ付手動チェーンブロック1.0ton）	1 基
	管廊機器搬出入装置(2)（キヤートトリ付手動チェーンブロック1.0ton）	1 基
	余剰汚泥引抜弁（電動偏心構造弁φ150）	2 台
	送風機（ルーツ式） φ125mm×10m ³ /min×7,300mmAq×30kW	2 台
	乾式空気ろ過器（自動巻取型） 処理風量50m ³ /min×0.2kW	1 式
	放風弁（電動バタフライ弁） φ150×0.2kW	1 台

主要施設概要（機械設備2/3） 砥部浄化センター

施設名	施設概要（構造・機器能力等）	数量
消毒設備	消毒池流入可動堰（鋳鉄製外ネジ式手動角形） 巾300mm×高300mm×揚程300mm	2 門
	紫外線消毒装置（開水路垂直設置型） 低圧水銀ランプ×6KVA/エツト	1 基
放流ポンプ設備	放流ポンプ（横軸渦巻型） φ 150mm×2.9m ³ /min×揚程40m×37kW	2 台
用水（雑用水）設備	雑用水給水ユニット 圧力タンク：容量2.1m ³ ポンプ：横軸渦巻 φ 65mm×0.5m ³ /min×揚程40m×7.5kW×2台	一式
	消泡水ポンプ（横軸多段渦巻） φ 65mm×0.7m ³ /min×揚程25m×5.5kW	2 台
	消泡水ストレーナ（自動洗浄ストレーナ） 1.4m ³ /min×0.1kW	1 台
急速ろ過設備	急速ろ過池（重力式下向流高速繊維ろ過） ろ過能力 3,200m ³ /日・池 ろ過面積3.5m ²	1 池
	空洗ブロワ（ルーツ式） φ 100mm×7m ³ /min×3,500mmAq×11kW	2 台
	洗浄ポンプ（横軸渦巻型） φ 100mm×2.1m ³ /min×揚程7m×3.7kW	2 台
	洗浄排水ポンプ（無閉塞型） φ 80mm×0.9m ³ /min×揚程15m×7.5kW	2 台
	床排水ポンプ（水中汚水ポンプ） φ 65mm×0.3m ³ /min×揚程5m×1.5kW	1 台
	機器搬出入装置（キヤートトリ付手動チェーンブロック1.0ton）	1 基
	計装用空気圧縮機（可搬式） 吐出量165ℓ/min×1.5kW、除湿機（冷凍式）×0.1kW×1台	2 台
脱臭設備 （水処理）	土壌脱臭床 風量8.0m ³ /min 寸法4.5m×6.0m	一式
	No.水処理脱臭ファン（片吸込ターボファン） ＃1×8.0m ³ /min×1.5kW	1 台
薬品注入設備	凝集剤注入ポンプ（ダイヤフラム）※反応タンク流入量に対する自動運転 φ 15×0.357ℓ/min×0.2kW	2 台
	凝集剤貯留タンク（堅型円筒式） 最大貯留容量3.0m ³	1基
その他設備	配管弁類	一式
	鋼製加工品	一式

主要施設概要（機械設備3/3） 砒部浄化センター

施設名	施設概要（構造・機器能力等）	数量
汚泥濃縮設備 (汚泥処理棟)	汚泥濃縮タンク（重力式円形） 中心駆動懸垂形 $\phi 5.0\text{m} \times \text{水深} 3.0\text{m} \times 0.4\text{kW}$	1 基
	濃縮汚泥ポンプ（無閉塞型） $\phi 80\text{mm} \times 0.5\text{m}^3/\text{min} \times \text{揚程} 4\text{m} \times 1.5\text{kW}$	2 台
	汚泥貯留槽攪拌機（水中ミキサー） 羽根径 $\phi 300 \times 2.8\text{kW}$	1 台
汚泥脱水設備 (汚泥処理棟)	汚泥脱水機（圧入式スクリュースプレス） スクリーン径 $\phi 600$ （総合 3.74kW）	1 基
	薬品定量供給機（可変連続式） $0.6\text{l}/\text{min} \times 0.1\text{kW}$ 、薬品受入ホッパ150L	2 台
	薬品溶解タンク 有効容量 $4.0\text{m}^3 \times 3.7\text{kW}$	2 基
	薬品供給ポンプ（一軸ネジ式） $\phi 32\text{mm} \times 1.3\text{m}^3/\text{min} \times \text{揚程} 20\text{m} \times 0.75\text{kW}$	2 台
	汚泥供給ポンプ（一軸ネジ式） $\phi 80\text{mm} \times 11\text{m}^3/\text{h} \times \text{揚程} 20\text{m} \times 3.7\text{kW}$	2 台
	ケーキ貯留ホッパ（電動式） $10\text{m}^3 \times (1.5\text{kW} \times 2 \text{台})$ 、現場操作盤一式	1 基
	空気圧縮機（可搬式） $240\text{l}/\text{min} \times 2.2\text{kW}$ 、除湿機（冷凍式）一式	2 台
	排水槽攪拌機（水中ミキサ） 羽根径 $\phi 250 \times 1.5\text{kW}$	1 基
	排水ポンプ（吸込スクルー付汚泥ポンプ） $\phi 100\text{mm} \times 1.5\text{m}^3/\text{min} \times \text{揚程} 8\text{m} \times 5.5\text{kW}$	2 台
	脱水機洗浄水ポンプ $\phi 50\text{mm} \times 0.3\text{m}^3/\text{min} \times \text{揚程} 50\text{m} \times 7.5\text{kW}$	2 台
	床排水ポンプ（水中汚水ポンプ） $\phi 65\text{mm} \times 0.3\text{m}^3/\text{min} \times \text{揚程} 7\text{m} \times 2.2\text{kW}$	1 台
	脱水機吊上装置（キヤートトリ付手動チェーンブロック1.5ton）	1 台
	機器搬出入装置（キヤートトリ付手動チェーンブロック1.5ton）	1 台
脱臭設備 (汚泥棟)	脱臭ファン（FRP製ターボファン） $30\text{m}^3/\text{min} \times \text{静圧} 3.7\text{kPa} \times 3.7\text{kW}$	1 台
	活性炭吸着塔 処理風量 $30\text{m}^3/\text{min}$	1 基
	脱臭ダンパ（電動式） $\phi 300$	2 台
その他設備	配管弁類	一式
	鋼製加工品	一式

別紙2－別添2

主要施設概要（電気設備1/2） 砒部浄化センター

受変電設備

高圧 6.6kV 3φ 3W 60Hz 1回線受電

契約電力 約280kW

施 設 名	設 備 内 容	数 量
屋 外	高圧気中開閉器	1 式
水処理設備 (管理棟、MHP、 水処理棟、汚泥処理棟)	管理棟 1 階管理制御室 ディスプレイ監視装置 (LCD-1,2)、プリンター(PRT-1)、汎用UPS (UPS-1) 非常通報装置(CSDX)、制御電源分電盤 (LKC-01)	1 式 1 面
	管理棟 1 階電気室 高圧引込盤 (HC-01) 受電盤 (HC-02) No.1 動力変圧器盤 (TC-01) No.1 動力主幹盤 (LB-01) 200V 動力変圧器盤 (TC-03) 200V 動力配電盤 (LB-03) 照明変圧器盤 (TC-04) 照明配電盤 (LB-04) No.1、2 コンデンサ盤 (SC-01) 管理棟 SQC 盤 (SQC-K01) 直流電源装置 (DC) 1, 2 系主ポンプ設備コントロールセンター (CC-P) 1, 2 系主ポンプ設備補助継電器盤 (Ry-P11) 接地端子箱 (ETB-A) 接地端子箱 (ETB-B) VVVF 用 照明分電盤 1 (ML-1-1)	1 面 " " " " " " " " " " 1 式 " 1 面 " "
	管理棟 1 階発電機室 No.1 自家発電装置 (375KVA)、始動用直流電源装置、1 次 2 次排気消音器 燃料小出槽 (1500L)、No.1 給気ファン、No.1 排風ファン 自家発補機盤 (LB-G)	1 基 1 式 1 面
	管理棟 1 階換気機械室 建築動力盤 (MP-1)	1 面
	管理棟 1 階水質試験室 照明分電盤 2 (ML-1-2)	1 面
	水処理棟電気室 水処理計装変換器盤 (HKP-01)、水処理棟 SQC 盤 (SQC-H01) 水処理棟 UPS (UPS-2) 1, 2 系送風機設備コントロールセンター (CC-B) 1, 2 系送風機設備補助継電器盤 (Ry-B) 1, 2 系反応槽 終沈設備コントロールセンター (CC-H) 1, 2 系反応槽 終沈設備補助継電器盤 (Ry-H) 送風機 VVVF 盤 (VF-B) 建築照明盤 (WL-1)	各 1 面 " 1 式 " 1 式 " 1 面 1 面
	水処理棟換気機械室 建築動力盤 (WP-1)	1 面

(5) 主要施設概要 (電気設備2/2) 砒部浄化センター

施 設 名	設 備 内 容	数 量
水処理設備 (ろ過消毒棟)	ろ過消毒棟電気室 急速ろ過設備コントロールセンタ (CC-U)、急速ろ過設備補助継電器盤 (Ry-U) 1.2系用水、ろ過ポンプ設備コントロールセンタ (CC-V) 1.2系用水、ろ過ポンプ設備補助継電器盤 (Ry-V) ろ過消毒棟シーケンスコントローラ盤 (SQC-U01) ろ過消毒棟計装変換器盤 (UKP-01)、建築照明盤 (CL-1)	各 1 式 1 式 1 式 各 1 式 1 面
	ろ過消毒棟換気機械室 建築動力盤 (CP-1)	1 面
水処理設備 (MHP、水処理棟、 ろ過消毒棟)	計装設備 ポンプピット水位 (投込式・浮子転倒式)、初期反応タンク流入量 (電磁式) 反応タンクORP、凝集剤注入流量 (圧力式)、凝集剤貯留タンクレベル (圧力式) 反応タンクMLSS、反応タンクDO、反応タンクpH 送風機吐出圧力 (圧力電送器)、送風機吸込風量 (オリフィス式) ×2 反応タンク曝気風量 (オリフィス式) 循環水量 (電磁式)、返送汚泥濃度 (レーザー光式) 返送汚泥流量 (電磁式)、スカムピット水位 (圧力式) 余剰汚泥引抜流量 (電磁式)、二次処理水槽水位 (圧力式) ろ過水槽水位 (圧力式) ×2、急速ろ過池水位 (圧力式)、逆洗排水槽水位 (圧力式) ×2 放流水槽水位 (圧力式) ×2、ろ過消毒棟床排水ピット水位 (電極式) 放流水UV計、全窒素・全りん計 (オートクレープ法)、放流流量 (電磁式) 反応タンク床排水ピット水位 (電極式)、終沈床排水ピット水位 (電極式)	各 1 式
	現場操作盤 汚水ポンプ、送風機、脱室槽攪拌機、循環水ポンプ、反応タンク床排水ポンプ ×2 作業用電源 ×4、凝集剤注入ポンプ、凝集剤注入ポンプ警報盤、 終沈汚泥掻寄機、返送汚泥ポンプ、余剰汚泥ポンプ、スカム移送ポンプ 終沈床排水ポンプ、水処理脱臭ファン、消泡水ポンプ、洗浄ポンプ 空洗ブロワ、計装用空気圧縮機、洗浄排水ポンプ、床排水ポンプ、放流ポンプ	各 1 面
汚泥処理設備 (汚泥処理棟・ろ過消毒棟)	汚泥処理棟電気室 汚泥処理棟動力主幹盤 (OLB-01)、200V 動力変圧器盤 (OLB-02)、接地端子盤 接地端子盤 (VVVF用)、照明変圧器盤 (OLB-04)、汚泥処理計装変換器盤 (LKP-3) 汚泥濃縮設備コントロールセンタ (CC-N)、汚泥濃縮設備補助継電器盤 (Ry-N) 1・2系汚泥脱水設備コントロールセンタ (CC-IV) 1・2系汚泥脱水設備補助継電器盤 (Ry-IV) 汚泥処理棟SQC盤 (SQC-N)、汎用UPS (UPS-3)、照明分電盤 (SL-2)	各 1 面 各 1 式 1 式 " 各 1 面 1 式
	汚泥処理棟換気機械室 建築動力盤 (SP-2)	1 面
	計装設備 脱水機汚泥供給流量 (電磁式)、薬品注入量 (電磁式)、排水槽液位 (圧力式) 汚泥貯留槽水位 (圧力式)、薬品溶解タンク液位 ×2 (圧力式) 汚泥処理棟床排水ピット水位 (電極式)、汚泥供給濃度 (レーザー光式)	各 1 式
	現場操作盤 汚泥掻寄機、濃縮汚泥ポンプ、汚泥処理脱臭ファン、切替ダンパ 汚泥貯留槽攪拌機、排水槽攪拌機、排水ポンプ、汚泥処理棟床排水ポンプ 作業用電源 ×2、空気圧縮機、汚泥供給ポンプ、薬品供給ポンプ 薬品定量供給機、脱水機洗浄水ポンプ (ろ過消毒棟)	各 1 面

別紙2－別添2

主要施設概要 中継マンホールポンプ施設

1. 麻生小第1（平成22年度 施工）

施設名	施設概要（構造・機器能力等）	数量
ポンプ設備	水中ポンプ（汚水汚物用 ボルテックス型）	
	φ 100 mm×1.302 m ³ /分×7.0 m×5.5 KW	2 台
	その他付属機器、予旋回槽付	1 式
	動力制御盤、非常通報装置	1 式

2. 麻生小第2（平成24年度 施工）

施設名	施設概要（構造・機器能力等）	数量
ポンプ設備	水中ポンプ（汚水汚物用 ボルテックス型）	
	φ 65 mm×0.300 m ³ /分×7.2 m×1.5 KW	2 台
	その他付属機器、予旋回槽付	1 式
	動力制御盤、非常通報装置	1 式

3. 麻生小第3（平成25年度 施工）

施設名	施設概要（構造・機器能力等）	数量
ポンプ設備	水中ポンプ（汚水汚物用 ボルテックス型）	
	φ 50 mm×0.118 m ³ /分×5.6 m×0.75 KW	2 台
	その他付属機器、予旋回槽付	1 式
	動力制御盤、非常通報装置	1 式

4. 目崎橋（平成22年度 施工）

施設名	施設概要（構造・機器能力等）	数量
ポンプ設備	水中ポンプ（汚水汚物用 ボルテックス型）	
	φ 65 mm×0.453 m ³ /分×9.2 m×2.2 KW	2 台
	その他付属機器、予旋回槽付	1 式
	ポンプ操作盤、非常通報装置	1 式

5. 日の出（城南Aコープ）（平成25年度 施工）

施設名	施設概要（構造・機器能力等）	数量
ポンプ設備	水中ポンプ（汚水汚物用 ボルテックス型）	
	φ 100 mm×1.206 m ³ /分×13.4 m×11 KW	2 台
	その他付属機器、予旋回槽付	1 式
	ポンプ操作盤、非常通報装置	1 式

6. 拾町第1（平成25年度 施工）

施 設 名	施設概要（構造・機器能力等）	数量
ポンプ設備	水中ポンプ（汚水汚物用 ボルテックス型）	
	$\phi 65\text{mm} \times 0.294\text{m}^3/\text{分} \times 12.2\text{m} \times 3.7\text{KW}$	2台
	その他付属機器、予旋回槽付	1式
	ポンプ操作盤、非常通報装置	1式

7. 拾町第2（平成25年度 施工）

施 設 名	施設概要（構造・機器能力等）	数量
ポンプ設備	水中ポンプ（汚水汚物用 ボルテックス型）	
	$\phi 50\text{mm} \times 0.12\text{m}^3/\text{分} \times 5.6\text{m} \times 0.75\text{KW}$	2台
	その他付属機器、予旋回槽付	1式
	ポンプ操作盤、非常通報装置	1式

8. 八倉幹線（平成25年度 施工）

施 設 名	施設概要（構造・機器能力等）	数量
ポンプ設備	水中ポンプ（汚水汚物用 ボルテックス型）	
	$\phi 65\text{mm} \times 0.272\text{m}^3/\text{分} \times 8.6\text{m} \times 2.2\text{KW}$	2台
	その他付属機器、予旋回槽付	1式
	ポンプ操作盤、非常通報装置	1式

9. 天王（平成29年度 施工）

施 設 名	施設概要（構造・機器能力等）	数量
ポンプ設備	水中ポンプ（汚水汚物用 ボルテックス型）	
	$\phi 65\text{mm} \times 0.272\text{m}^3/\text{分} \times 16.8\text{m} \times 5.5\text{KW}$	2台
	その他付属機器、予旋回槽付	1式
	ポンプ操作盤、非常通報装置	1式

10. 御坂川（令和3年度 施工）

施 設 名	施設概要（構造・機器能力等）	数量
ポンプ設備	水中ポンプ（汚水汚物用 ボルテックス型）	
	$\phi 65\text{mm} \times 0.3\text{m}^3/\text{分} \times 6.9\text{m} \times 1.5\text{KW}$	2台
	その他付属機器、予旋回槽付	1式
	ポンプ操作盤、非常通報装置	1式

11. 八倉第2（令和3年度 施工）

施 設 名	施設概要（構造・機器能力等）	数量
ポンプ設備	水中ポンプ（汚水汚物用 改良ノンクログ型）	
	$\phi 65\text{mm} \times 0.480\text{m}^3/\text{分} \times 14.5\text{m} \times 3.7\text{KW}$	2台
	その他付属機器、予旋回槽付	1式
	ポンプ操作盤、非常通報装置	1式

12. 拾町第3（令和6年度 施工）

施 設 名	施設概要（構造・機器能力等）	数量
ポンプ設備	水中ポンプ（汚水汚物用 ボルテックス型）	
	$\phi 65\text{mm} \times 0.270\text{m}^3/\text{分} \times 6.6\text{m} \times 1.5\text{KW}$	2台
	その他付属機器、予旋回槽付	1式
	ポンプ操作盤、非常通報装置	1式

別紙2－別添2

施設備品一覧

年月日	現在数	品 名	品質形状規格
H22. 5. 14	3	保管庫（上段 ガラス両開き）	HTM-109HVG-WE W900×D450×H1050
H22. 5. 14	3	保管庫（下段 引き違い）	HTM-109GS-WE W900×D450×H1050
H22. 5. 14	3	保管庫（ベース）	HTM-069BA-WE W900
H22. 5. 14	3	軽量棚（W900×D300×H1800） 小	ERE-16334 W900×D300×H1800
H22. 5. 14	3	軽量棚（W900×D450×H1800） 大	ERE-16344 W900×D450×H1800
H22. 12. 16	4	中量棚	MMA6457-4K W1200×D576×H1800
H23. 1. 14	2	事務用両袖机（W1600×D700×H700）	JD-167D-CD W1600×D700×H700
H23. 6. 17	1	机（浄化センター水質検査用机）	トヨ平デスク C A S - 1 0 7 H C G
H23. 1. 14	2	事務用椅子	JC-N110F W560～665×D475～580×H710～915× SH410～535
H23. 1. 14	5	折りたたみテーブル	JT-LB1845EC W1800×D450×H700
H23. 1. 14	15	会議椅子	JC-MC551VN W475～525×D510～550×H745～760× SH420～450
H23. 1. 14	1	会議椅子台車	JC-MC541D 上記に適合するもの
H23. 3. 14	1	傘たて	
H23. 3. 18	1	テレビ	Panasonic T H L 32 C 3
R2. 8. 28	1	掃除機	Panasonic M C - P S P 101 J
H23. 3. 14	1	ツーウェイ掲示板	KB34-M3 グリーン
H23. 3. 14	1	モップ絞り器	コンドル スクイザージョイステップ SQ437-000X-MB

別紙2－別添2

水質検査備品一覧

年月日	現在数	品 名	品質形状規格
H23. 3. 29	1	顕微鏡（生物観察）	KYOWA K N－50 T C
H23. 3. 29	1	顕微鏡用デジタル画像システム	Canon 2 1 0 I S
H23. 3. 29	1	直示天秤（S S、ヘキサン抽出物質）	新光電子(株) H T R－220
H23. 3. 29	1	定温乾燥器（S S、ヘキサン抽出物質）	ヤマト科学(株)DX402
H23. 3. 29	1	定温温浴器 （ウォーターバス）（C O D、シアン）	ヤマト科学(株)BS660
R3. 4. 14	1	冷凍冷蔵庫 （一体型）（試料の保存用）	SHARP SJ-D23F W545×D625×H1560 全容積 225L
H23. 3. 29	1	純水製造装置（試薬の調整等）	ヤマト科学(株)WG203
H23. 3. 29	1	遠心分離器 （M L S S、揮発性有機酸、汚泥溶出試料作成時）	HITACHI CT4
H23. 3. 29	1	ふらん器（インキュベータ） （B O D用）	ヤマト科学(株)IN604
H23. 3. 29	1	ふらん器（インキュベータ） （大腸菌群数）	ヤマト科学(株)IC402
H23. 3. 29	1	乾燥滅菌器	ヤマト科学(株)SI601
H23. 3. 29	1	高圧蒸気滅菌器（大腸菌、全窒素、全リン）	ヤマト科学(株)SN500
H23. 3. 29	1	エアーポンプ（携帯用）（B O D）	ASONE MAS-1
H23. 3. 29	1	マグネチックスターラー （C O D・その他）	ASONE HS-6D
H23. 3. 29	1	ホットスターラー（大腸菌培地用）	ASONE RSH-1DN
H23. 3. 29	1	ピペット自動洗浄器セット	ASONE AB-1、D-1
H23. 3. 29	1	デシケーター	ASONE φ 210
H23. 3. 29	1	ケミカート	ASONE SS-2P
H23. 3. 29	1	アスピレータ（S S）	ASONE AS-01
H23. 3. 29	1	天秤（薬品秤量用）	(株)エー・アンド・デイ FX-1200i
H24. 5. 24	1	電気炉	ヤマト科学(株)F0300
H25. 4. 26	1	ラボシェーカー	ASONE SR-1 ノルヘキ用
H25. 4. 26	1	ラボシェーカー用万能浸透台	ASONE N-01 ノルヘキ用
H25. 4. 26	1	ユニットスタンド	ASONE A型 ノルヘキ用
H25. 4. 26	1	分液ロート台	ASONE BR-25 ノルヘキ用

別紙2－別添2

維持管理用備品一覧

年月日	現在数	品 名	品質形状規格
H23. 3. 17	1	MP管理用品（チェーンブロック及び吊三脚）	ハセガワ ACS-3010VS
H23. 3. 29	1	電動芝刈り機	藤原産業(株) S L C -300R E
R5. 11. 10	1	ガス検知器セット	理研計器(株) GX-3R
H23. 9. 15	1	高圧洗浄機	フルテック OHV-EH25
H23. 9. 15	1	発電機	YAMAHA EF2300
H23. 9. 15	1	業務用掃除機	RYOBI VC-125W
H23. 9. 15	1	電工ドラム	日動工業(株) NF-E230-15A
H23. 8. 25	1	水中ポンプ（ガソリン式）	テラダ EX27
H23. 8. 25	1	水中ポンプ（電気式）	新明和 BTR250S
H24. 7. 30	1	検知管式気体測定器（ガステック）	ガステック GV-100
H24. 7. 30	1	パイロテック（ガステック付属品）	ガステック 840
H26. 3. 3	6	マンホールポンプボール弁ハンドル	浄外マンホールポンプ用
H23. 3. 1	1	マンホールキー（No.5）	浄外マンホールポンプ用
H24. 7. 30	4	マンホールポンプボール弁ハンドル	浄外マンホールポンプ用(天王MP)
R2. 10. 27	1	象印B型超小型電気チェーンブロック	象印チェーンブロック(株) BS-K2060 水中ポンプ引揚用
R3. 12. 3	2	マンホールポンプボール弁ハンドル	浄外マンホールポンプ用(御坂川MP)
R4. 6. 1	1	マンホールポンプボール弁ハンドル	浄外マンホールポンプ用(八倉第2MP)
R7. 3. 19	4	マンホールポンプボール弁ハンドル	浄外マンホールポンプ用(拾町第3MP)

別紙3 委託業務内容

委託業務内容は、次のとおりとする。

1 浄化センター

(1) 運営業務

- ① 各業務の実施計画等の策定、業務の統括及び総合的管理
- ② 別紙6に示した性能の担保
- ③ 対象施設の施設、設備、機器の機能保持
- ④ 事故・災害等のリスク管理
- ⑤ 従業員の労務、安全の管理、教育、訓練
- ⑥ 委託者、関係機関、住民等との連絡調整等
- ⑦ 設備台帳の整理・運用（専用システムを利用した点検・修繕記録のデータ入力）
※システムは株式会社N J S開発の施設情報システム

(2) 運転管理業務

- ① 対象施設の設備、機器の運転操作及び制御
- ② 対象施設の設備、機器の調整及び整備
- ③ 対象施設の運転状況の監視及び記録

(3) 保守管理業務

- ① 対象施設の設備、機器の日常点検及び定期点検（空調設備含む）
- ② 対象施設の設備、機器の定期自主検査（自家用電気工作物、消防設備法定点検含む）
- ③ 対象施設の設備、機器の機能状態の把握
- ④ 対象施設の設備、機器の分解点検に伴う消耗品の交換

(4) 簡易修繕業務

対象施設の設備及び機器（貸与備品含む）に対する現場で対応可能な修理及び部分的な部品の取替

※高度な専門技術や特殊な工具を用いないと交換できないような部品等は町が実施

※現場で対応可能な部品及び消耗品については受注者負担

(5) 水質管理業務

- ① 運転管理上必要となる定期的な水質分析、汚泥性状分析等（※別記参照）
- ② 分析結果の解析
- ③ 分析結果の記録及び報告
- ④ 分析用薬品の保管・管理
- ⑤ 廃液の管理・処理（処分は発注者負担）

(6) 物品管理業務

- ① 業務遂行に必要な消耗品、薬品、油脂類の調達及び管理
- ② 対象施設の照明器具等部品の調達、交換及び管理
- ③ 対象施設の設備・機器の塗装用塗料、内外装品等の調達・管理
- ④ 物品の記録及び報告

別紙3 委託業務内容

(7) 施設管理業務

- ① 対象施設の巡視
- ② 対象施設の建物内及び付帯設備の清掃（除草、水槽等の清掃含む）
- ③ 対象施設の開錠及び施錠の確認

(8) 汚泥処理管理業務

- ① 汚泥脱水用凝集剤の選定
- ② 汚泥脱水作業（凝集剤溶解、洗浄等）
- ③ 汚泥搬出補助

(9) その他業務

- ① 契約終了時における対象施設の機能確認
- ② 引継事項の作成及び更新
- ③ 住民への対応（折衝及び協議を除く）※二次対応
- ④ 非常時及び臨時作業（発注者の指示で第三者が行う点検、補修等）への協力
- ⑤ 見学者対応への協力及び安全管理
- ⑥ 図書類の整理
- ⑦ その他適正な運営及び管理に関し必要と認められる業務

2 マンホールポンプ施設

(1) 運営業務

- ① 各業務の実施計画等の作成、業務の統括及び総合的管理
- ② 対象施設の設備及び機器の機能保持
- ③ 事故、災害等のリスク管理
- ④ 従業員の労務、安全の管理、教育及び訓練
- ⑤ 発注者、関係機関、住民等との連絡調整等
- ⑥ 機器台帳の整理

(2) 運転操作監視業務

- ① 対象施設の設備、機器の運転操作及び制御
- ② 対象施設の設備、機器の調整及び整備
- ② 対象施設の運転状況の監視及び記録

(3) 保守点検業務

- ① 対象施設の設備、機器の日常点検及び定期点検
- ③ 対象施設の設備、機器の分解点検に伴う消耗品の交換

(4) 簡易修繕業務

対象施設の設備、機器に対する現場で対応可能な修理及び部分的な部品の取替

(5) 物品管理業務

- ① 業務遂行に必要な消耗品の調達及び管理

別紙3 委託業務内容

- ② 対象施設内の設備、機器の塗装用塗料、内外装品等の調達・管理
- ④ 物品の記録及び報告

3 施設管理業務

- ① 対象施設の巡視
- ② 対象施設の清掃

4 その他業務

浄化センターにおけるその他業務に準じる。

その他包括業務（ユーティリティの調達）

項 目		発注者	受注者
1	電気料金	○	—
2	水道料金	—	○
3	重油の補充（自家発燃料）※定期点検用	—	○
4	凝集剤（水処理用）PAC 又はポリテツ	—	○
5	〃 （汚泥脱水用）高分子凝集剤	—	○
6	水質試験法定分析業務（放流水）	○	—
7	水質試験用消耗品・薬品類購入	—	○
8	水質試験用備品類（新規購入）	○	—
9	水質試験用備品類の修繕	—	○
10	一件あたり 50 万円（税抜き）/件の設備の修繕	—	○
11	計装機器類の校正	—	○
12	急速ろ過設備のろ材の補充	—	○
13	汚泥処理施設脱臭用吸着材（交換）	—	○
14	消防用設備法定点検業務（消防法による）	—	○
15	消防用設備の更新（消火器、誘導灯）	—	○
16	自家用電気工作物の保安管理業務	○	—
17	施設警備保障委託業務	○	—
18	汚泥処分廃棄物の運搬及び処分費	○	—
19	廃液の運搬・処分（窒素・リン数値測定時発生）	○	—
20	浄化センター内緑地の維持管理（除草、散水）	—	○
21	作業環境測定（労働安全衛生法による）（2 回/年）	—	○
22	エアコン定期点検（フロン排出抑制法による） 簡易点検含む	—	○

※9 の修繕において 10 万円/件を超える修繕については、町と協議するものとし、費用については、契約最終年度に実費精算するものとする。

※11 の点検基準等については、（社）日本下水道協会の下水道維持管理指針、下水道施設維持管理積算要領の下水道施設機械・電気設備保守点検基準及び各機器の取扱い説明書によるものとする。

※13 の交換後の吸着材の処分は、町が行うものとする。

※22 の定期点検は、1 回/3 年。令和 8・11 年度に実施すること。

別紙3 委託業務内容

(別記)

水質試験・汚泥性状試験一覧

採取場所 項目	流入水	無酸素タンク	好気タンク末端	処理水(放流水)	返送汚泥	余剰汚泥	濃縮汚泥	脱水汚泥	返流水(各種分離液)	備考
気温	◎									◎は毎日 ○は毎週 △は適宜
水温	◎			◎						
透視度	◎			◎						
外観	◎			◎						
臭気	△			◎						
pH	◎	△	○	◎		○	○	△	△	
SS	○			○					△	
COD	○			◎					△	
BOD	△			△						
全窒素	○			◎						
全りん	○			◎						
大腸菌数				○						
n-ヘキサン抽出物質	△									
NO _x -N		○	△	○						
NH ₄ -N	○		△	○						
PO ₄ -P	○	△	△						△	
MLSS			◎							
ORP		◎								
MLDO		△	○							
アルカリ度	○	△	△	○						
SV			◎							
活性汚泥中のりん含有率			△							
含水率					○	○	○	◎		
生物相(検鏡)			△							

法定資格者一覧表（本業務に必要なものについて適用する。）

資格者名	資格要件	関連法令及び条項	備考
下水道維持管理資格者	下水道法施行令第 15 条の 3 に定められている資格者	下水道法第 22 条第 2 項 下水道法施行令第 15 条の 2、 第 15 条の 3	
酸素欠乏危険作業主任者	主任者技能講習修了者	労働安全衛生法第 14 条、第 61 条 労働安全衛生法施行令第 6 条 労働安全衛生規則第 16 条 酸素欠乏症防止規則第 11 条	
安全衛生推進者		労働安全衛生法第 12 条 労働安全衛生規則第 12 条の 2、 第 12 条の 3	
特別管理産業廃棄物管理責任者	厚生労働大臣の認定する講習を終了した者 同等の学識及び経験を有している者	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条の 2 第 8 項 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 8 条	
玉掛け技能者	吊上げ荷重 1 トン以上のクレーンで玉掛け作業を行う場合 玉掛け技能講習修了者 普通職業訓練（玉掛け科の訓練修了者）	労働安全衛生法第 61 条、第 72 条、 第 75 条、第 76 条 クレーン等安全規則第 221 条 能開法規則別表第四	
	吊上げ荷重 1 トン未満のクレーンで玉掛け作業を行う場合 特別教育講習修了者	労働安全衛生法第 61 条、第 72 条、 第 75 条、第 76 条 クレーン等安全規則第 222 条	
ガス溶接作業主任者	ガス溶接作業主任者免許を受けた者	労働安全衛生法第 14 条 労働安全衛生法施行令第 6 条第 2 号	
有機溶剤作業主任者	有機溶剤作業主任者技能講習を終了した者	労働安全衛生法第 14 条 労働安全衛生法施行令第 6 条第 2 号	
研削砥石の取替え又は取替え時の試運転作業	特別教育講習修了者	労働安全衛生規則第 36 条	

別紙5 各種提出書類一覧

図書の名称	主な書類	内 容	備 考
総括責任者選任届		経歴書を添付、他事業所との兼務不可	契約締結時に提出
運転管理業務計画書	業務従事者名簿	本業務従事者全員の名簿	契約締結後遅滞なく提出
	総括責任者等選任届	責任者、機械主任者、運転操作主任者、水質管理主任者、作業主任者等を選任	
	資格者選任届		
	資格者兼任届		
	資格者一覧表	資格を証するものの写しを添付	
	業務分担表	業務内容別	
	業務実施体制表	本業務遂行上の管理体制	
	安全管理体制表	労働安全衛生法上の体制	
	緊急時連絡体制表	緊急時の連絡体制	
	非常時出勤体制表	非常時の出勤体制	
	業務実施計画	各種実施業務内容（方針）、廃棄物運搬・処理方法等	
	施設管理計画	施設の運転、使用方法等	
	使用車両届	業務に使用する車輛及び業務従事者の使用する車輛の一覧	
	各種保険の写し	証書の写し又は証明書	
施設機能確認報告書			業務開始後 1 ヶ月以内に提出
施設保全計画書	施設保全計画	5 年を見通した施設保全計画 常に見直しや追加を行い 6 ヶ月毎提出	
物品等借受台帳		発注者が貸与する物品	
管理日報		運転管理上、記録の必要な水質、点検項目の内、発注者が指示するもの	定期的に提出
管理月報	水質試験・汚泥性状試験記録		
	物品調達・搬入記録		
	設備、機器点検記録		
	機器修理記録		
	法定点検記録		
	その他必要な記録		
管理年報	管理月報に準じる		
月間業務計画書		月間作業予定、勤務予定 等	
月間業務実施報告書		月間業務計画の実施結果	
年間業務計画書		年間作業予定 等	
年間業務実施報告書		年間業務計画の実施結果	

図書の名称	主な書類	内 容	備 考
業務計画書		実施業務毎	必要に応じて提出
業務報告書		実施業務毎	
変更届		提出図書類の追加時及び変更時 であって特に定めのないとき	
報告書	異常報告書 等	施設、設備等の異常時 等	
提案書		設備、業務等について提案しよう とする時	
申請書	機能再確認申請書		
	契約解除申請書		
協議書	契約変更協議書		
	機能再確認協議書		
業務完了届		委託金額の支払いを受けよう とする時	業務終了時に提出
業務完了報告書			
施設機能確認報告書			

別紙6 性能基準

本業務の実施にあたり受託者の満たすべき性能水準は、次のとおりとする。

1 砥部浄化センター

(1) 放流水質

項 目	契約基準（日最大値）
pH	5.8 以上 8.6 以下
BOD（mg/ℓ）※	10 以下
COD（mg/ℓ）	20 以下
SS（mg/ℓ）	40 以下
全窒素（mg/ℓ）※	20 以下
全リン（mg/ℓ）※	3.0 以下

※重信川流域別下水道整備総合計画（令和2年度：愛媛県）との整合による。

(2) 水処理用凝集剤

（PAC 濃度 10%、比重 1.2、添加モル比 1.0）

項 目	契約基準
流入水量当りの添加率（mg/ℓ）	3.4 以下

又は

（ポリテツ L 濃度 12%、比重 1.6、添加モル比 1.0）

項 目	契約基準
流入水量当りの添加率（mg/ℓ）	7.0 以下

(3) 脱水汚泥性状

項 目	契約基準
ケーキ含水率（%）	84 以下
高分子凝集剤注入率（DS 当り%）	1.9 以下

2 施設機能（共通）

施設の運転管理を適正に行うとともに、施設機能を現状レベルに維持することとし、使用する薬品等は同等以上のものを使用すること。

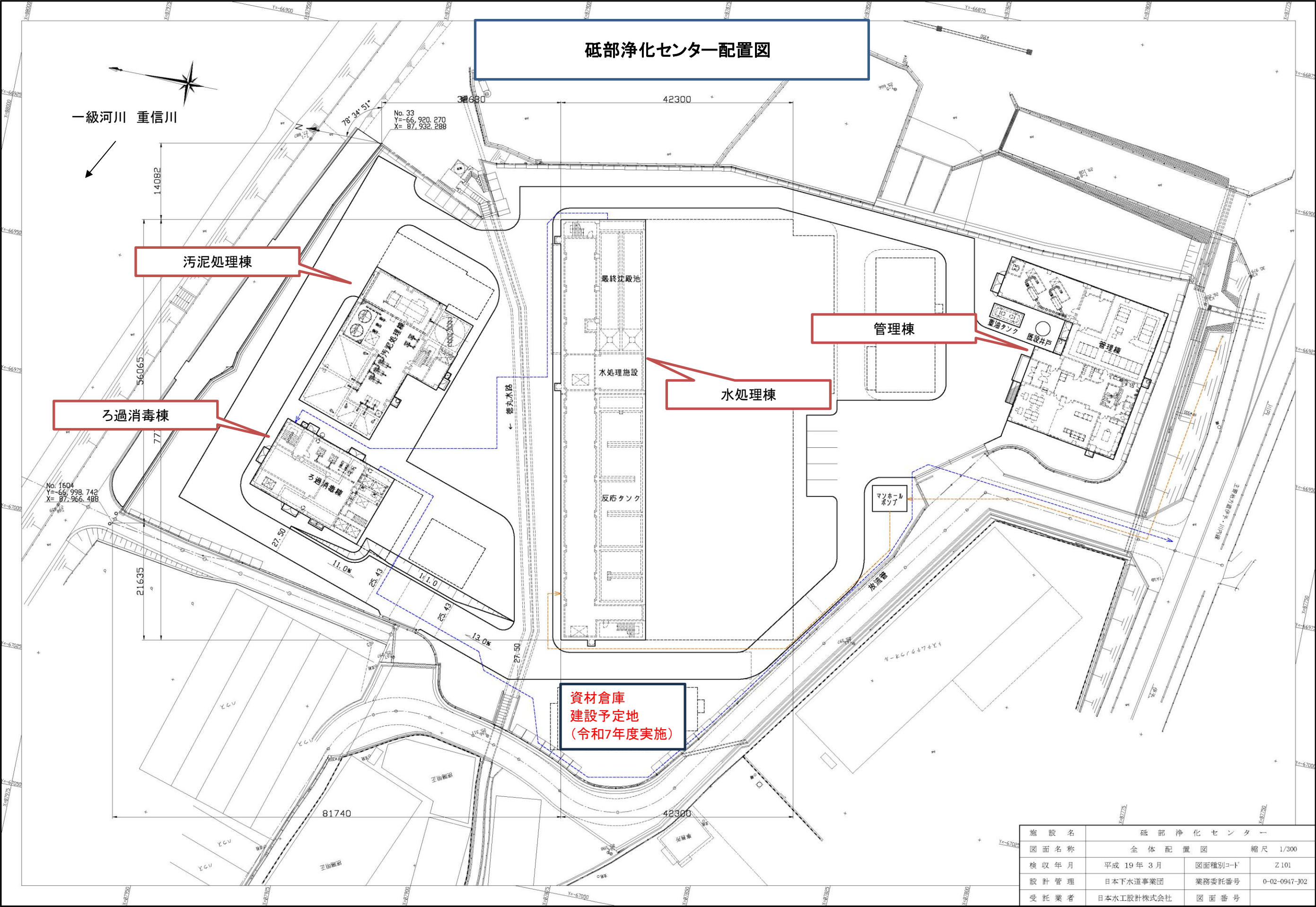
3 その他（共通）

本業務の実施にあたり、関連する法令、条例等を遵守すること。

リスク分担表

	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			委託者	受託者
共通	契約締結	砥部町の責めにより契約を結べない、または契約手続きに時間を要する場合	○	
		受託者の責めにより契約を結べない、または契約手続きに時間を要する場合		○
	法令等の変更	本委託に直接関係する法令等の変更	○	
		本委託のみでなく、広く一般的に適用される法令等の変更		○
	第三者賠償	受託者の行う業務に起因する事故、受託者の業務の不備に起因する事故などにより第三者へ与えた損害		○
		受託者の委託範囲において、運営段階における浸水・騒音・振動・悪臭等による場合		○
		上記以外のもの	○	
	住民問題	本委託業務を行政サービスとして実施することに関する住民反対運動、訴訟	○	
		受託者の業務実施に伴い生じる住民反対運動、訴訟		○
	環境保全	受託者が行う業務に起因する環境問題（周辺水域の悪化、騒音、振動、悪臭等）		○
		上記以外のもの	○	
	契約の解除・変更	委託者責めによるもの	○	
		受託者の責めによるもの（業務放棄、破綻など）		○
	物価・金利変動	委託期間のインフレ・デフレ	○	
		上記以外のもの		○
	不可抗力	天災、暴動等による委託業務の変更・中止・延期	○	
運転・維持管理	計画変更	委託業務内容・用途の変更に関するもの	○	
	下水の水量変動	水量の変動に伴う変動費の増減	○	○
	下水の水質・汚泥含水率の変動	流入水による場合かやむを得ない場合による経費の増加	○	
		上記以外の経費の増加		○
	突発修繕費の増大	受託者の責めによる補修費の増大		○
		上記以外によるもの	○	
	施設損傷	施設の劣化に対して、受託者が適切な維持管理を実施しなかったことに起因する施設の損傷		○
		委託者の責めにより施設が損傷した場合	○	
		上記以外のもの	○	○

上記以外については、双方協議して定める。



砥部浄化センター配置図

一級河川 重信川

汚泥処理棟

ろ過消毒棟

管理棟

水処理棟

資材倉庫
建設予定地
(令和7年度実施)

施設名	砥部浄化センター		
図面名称	全体配置図	縮尺	1/300
検収年月	平成19年3月	図面種別コード	Z101
設計管理	日本下水道事業団	業務委託番号	0-02-0947-J02
受託業者	日本水工設計株式会社	図面番号	

